

国保中央病院 経営強化プラン策定支援業務/  
建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務  
委託公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和5年3月1日

国保中央病院組合  
管理者 森 章浩

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

国保中央病院 経営強化プラン策定支援業務/建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務

### (2) 業務内容

国保中央病院 経営強化プラン策定支援業務/建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務仕様書のとおり

### (3) 委託期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

### (4) 履行場所

国保中央病院及び本業務遂行に必要と考えられる場所とする。

### (5) 業務委託上限額

#### ① 経営強化プラン策定支援業務

14,080,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

#### ② 建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務

17,050,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

## 2 応募資格

このプロポーザルの応募資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日現在において、本組合等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる財務基盤を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始がなされている場合を除く。
- (5) 民事執行法（昭和 54 年 3 月 30 日法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分 of 執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ③ 役員等が、自社、自己、若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (8) 次に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、代表構成員又は各構成員において、次に掲げる②～④の要件のいずれかを満たし、共同企業体としてすべての要件を満たしていること。ただし①に掲げる要件においては、すべての構成員が要件を満たしていること。

(共通)

- ① すべての構成員が前記（1）から（7）の要件を満たしている者であること。  
(経営強化プラン策定支援業務)
- ② 150 床以上の公立・公的病院において、病院経営強化プラン等（病院改革プランを含む。）の策定及び実行支援等業務を受託した実績を有する者であること。  
(建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務)
- ③ 過去 10 年間（平成 25 年から令和 4 年）において、100 床以上の病院又は延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築物について、建築性能又は劣化診断等の建物調査に関する業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

- ④ 建築士法第5条第2項の一級建築士の免許を受けた者を業務責任者として配置できる者であること。

※ 本プロポーザルにおいて、大規模改修工事基本計画等策定業務を請け負うこととなった構成員については、令和6年度以降に予定する大規模改修工事設計監理業務（仮）の入札参加資格を喪失するものではありません。

### 3 スケジュール

契約締結までのスケジュールは、以下のとおりです。

項目	日程
公告	令和5年3月1日（水）
仕様書等の交付期間	令和5年3月1日（水）～3月17日（金）
説明会	行いません
質問の受付	令和5年3月1日（水）～3月13日（月）
質問の回答	随時回答し、最終回答は令和5年3月15日（水）
プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和5年3月1日（水）～3月17日（金）
プレゼンテーション審査参加決定通知日	令和5年3月24日（金）
企画提案書等提出期限	令和5年4月12日（水）
プレゼンテーションの実施日	令和5年4月19日（水）
選定結果通知日	令和5年4月24日（月）
契約締結日（予定）	令和5年4月28日（金）

### 4 仕様書等の入手方法

国保中央病院ホームページよりダウンロードすること。

ホームページ URL：<https://www.kokuho-hp.or.jp>

### 5 質問の受付及び回答

(1) このプロポーザルに関する質問の受付期間

- ① 令和5年3月1日（水）～令和5年3月13日（月）の9時から17時まで  
（但し、土・日・祝日及び12時15～13時15分は除く）

なお、令和5年3月13日（月）は16時までの受付です。

- ② 質疑が生じた場合は、質疑書（様式第9号）によりメールで送信し、電話により受

信の有無を確認してください。

担当課：国保中央病院組合 企画総務課

TEL 0744-32-8800（代表）

メールアドレス [info@kokuho-hp.or.jp](mailto:info@kokuho-hp.or.jp)

(2) 回答

質問内容及びそれに対する回答を国保中央病院ホームページに掲載します。回答は随時行いますが、最終回答日時は、令和5年3月15日（水）17時です。回答を変更することがありますので、最終回答をホームページで確認してください。

ホームページ URL：<https://www.kokuho-hp.or.jp>

(3) 説明会の有無

無

6 プロポーザル参加申込書等の提出

(1) このプロポーザルに参加される事業者は、以下のとおり参加申込書を提出してください。（参加に要する費用は参加者の負担とします。）

- ① 受付期間：令和5年3月1日（水）～3月17日（金）まで。
- ② 受付時間：9時00分から17時00分まで（12時15分～13時15分及び土・日・祝日は除く）。但し令和5年3月17日（金）は15時00分までとする。
- ③ 受付場所：国保中央病院組合 企画総務課
- ④ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 提出書類

参加申込書（様式第1号）

(3) 封筒等の不受理

上記提出書類等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、受け付けないものとし、別に定める不受理通知書を添え普通郵便により、差出人に返送します。

- ① 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外の方法により郵送された封筒
- ② 到達期限を過ぎて郵送された封筒
- ③ 電子メール、FAXで到達した書類

(4) 参加申込書等の確認によりプレゼンテーション審査の参加を認められた者は、直ちに担当者の電話、FAX又は電子メールの連絡先に通知のうえ、参加決定通知書を発送いたします。

(5) 電話等によるプレゼンテーション審査の参加資格の結果確認や他者の応募状況等の問い合わせには一切応じません。

7 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	提出部数
1	<p>国保中央病院 経営強化プラン策定支援業務／建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務委託に関する企画提案書（様式第2号）</p> <p>※ 企画提案書の作成等については、「企画提案書作成要領」（別紙1）を参照のこと。</p>	<p>正本 1 部 副本 1 0 部</p> <p>※併せて、Eメールでファイルを送付すること</p>
2	<p>見積書（様式第3号）</p> <p>※ 見積書（様式第3号）を使用すること。また見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、積算内訳明細書（任意様式）を添付すること。</p> <p>積算の内訳については、「経営強化プラン策定支援業務」及び「建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務」のそれぞれにおいて積算金額を記載することとし、特に「建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務委託仕様書の4業務の実施（1）業務の内容」の各項目においても詳細に経費内訳を記載すること。</p>	<p>正本 1 部 副本 1 0 部</p>
3	<p>法人の定款の写し及び履歴事項証明書（商業登記簿謄本）の原本（提出日から遡って3ヶ月以内に取得したもの）</p> <p>※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。</p>	<p>各1部</p>
4	<p>法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本</p> <p>※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出すること。</p> <p>※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。</p>	<p>各1部</p>
5	<p>プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式第4号）</p> <p>※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。</p>	<p>1部</p>
6	<p>会社概要（会社案内、パンフレット等）</p> <p>※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。</p>	<p>10部</p>

7	経営強化プラン等(病院改革プランを含む)の策定支援業務実績(様式第5号)及び経営強化プラン等(病院改革プランを含む)策定支援業務を受託した契約実績が確認できる書類の写し	1部
8	建築性能又は劣化診断調査業務実績(様式第6号)並びに契約実績が確認できる書類の写し	1部
9	業務責任者として配置予定である者の建築士法第5条第2項に規定する一級建築士の免許証の写し	1部
10	【複数の企業により参加する場合のみ】 構成員一覧表(様式第7号)及び委任状(様式第8号)	各1部

※No.3～No.10 について、副本の提出は不要であり、指定部数のみ提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)によること。なお、企画提案書は、併せてEメールでファイルを送付すること。

(3) 提出期限

令和5年4月12日(水)17時(必着)

※郵便事情を考慮した上で郵送してください。また、郵便物が到着しているか否かの問い合わせについては一切応じません。

(4) 提出先

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1

国保中央病院組合 企画総務課

Eメール [info@kokuho-hp.or.jp](mailto:info@kokuho-hp.or.jp)

※メールの受付容量は20メガバイトまでです。それ以上になる場合は、ご相談ください。

(5) その他

- ① 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限ります。
- ② 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された企画提案書等は返却しません。
- ③ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、国保中央病院組合情報公開条例(平成17年国保中央病院組合条例第1号)に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではありません。
- ④ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とします。

8 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

日時：令和5年4月19日（水）

具体的な時間については、追って連絡します。

場所：奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1 国保中央病院緩和ケアホーム

1階飛鳥ホール

※ プレゼンテーションの参加者は、指定された時刻及び場所に必ず集合してください。プレゼンテーション時刻に遅れたり欠席された場合は、原則として失格と見なします。

※ プレゼンテーションを辞退する場合は、4月17日（月）17時までに辞退届（様式第10号）を国保中央病院組合企画総務課まで提出してください。

## （2）プレゼンテーションの方法

1者あたり40分以内のプレゼンテーションと概ね15分程度の質疑応答を実施する予定です。

## （3）その他

当日までに当公告に示した応募資格がないと認められた場合は、プレゼンテーションに参加することができません。

## 9 業務委託者の選定方法

### （1）受託候補者の選定について

国保中央病院 経営強化プラン策定支援業務／建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務応募者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を別紙2の国保中央病院 経営強化プラン策定支援業務／建築性能・劣化診断調査業務及び大規模改修工事基本計画等策定業務委託に係る応募者選定基準（以下、「選定基準」という。）により審査し、評価を行います。各評価委員の採点の合計が総点数の6割以上かつ最も高い評価を得た者を受託候補者として特定します。なお、最も高い評価を得た者が複数いた場合は、評価委員会の合議により、受託候補者1者を選定します。受託候補者として選定した者に対してはその旨を、選定しなかった者に対しては選定しなかった旨を通知します。審査内容及び審査結果に関する異議申立ては一切できません。

### （2）受託者の決定

受託候補者と契約内容等について確認・協議し、合意に至った時は、当該者を受託者として決定し、速やかに国保中央病院ホームページにおいて公表します。

### （3）次点者の取り扱い

受託候補者との間で、業務内容等に関し最終的な合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行います。

## 10 その他

### (1) 応募者が2者に達しない場合の取扱い

提出期限までに参加申込書及び企画提案書等の受理数が2者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに選定手続きを行う場合があります。

### (2) 契約書作成の要否

要しません。

### (3) 業務提案書等の提案者に要求される事項

提案者は、プレゼンテーション前日までの間において国保中央病院組合から企画提案書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### (4) 契約保証金

国保中央病院組合契約規則第26条及び第27条の規定による。

### (5) 契約の不締結

受託予定者決定後、契約締結までの間に、次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとする。

① 2の(7)①から⑤に該当する者であると認められたとき。

② 営業活動に係る下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が2の(7)①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

③ この業務の履行に係る下請契約等において2の(7)①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合において、(上記②に該当する場合を除く。)国保中央病院組合が下請契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

### (6) 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(5)①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を当組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は規則第32条第2項の損害賠償金を納付しなければなりません。

### (7) その他必要事項

契約書に定めのない事項については、関係法令及び規則の定めによるほか、双方協議によるものとします。

### (8) その他

本プロポーザルにおいて、大規模改修工事基本計画等策定業務を請け負うこととなった構成員については、令和6年度以降に予定する大規模改修工事設計監理業務(仮)の入札参加資格を喪失するものではありません。

### (9) 問い合わせ先

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1

国保中央病院組合 企画総務課

TEL 0744-32-8800

FAX 0744-32-8811

Eメール [info@kokuho-hp.or.jp](mailto:info@kokuho-hp.or.jp)